

香川県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成19年3月30日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県企業管理規程第1号

香川県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

香川県企業職員の給与に関する規程（昭和43年香川県企業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p data-bbox="219 483 752 515"><u>香川県水道局企業職員の給与に関する規程</u></p> <p data-bbox="181 560 259 592">（趣旨）</p> <p data-bbox="138 596 1088 818">第1条 この規程は、<u>香川県水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例</u>（昭和43年香川県条例第4号）、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年香川県条例第5号）及び職員の公益法人等への派遣等に関する条例（平成13年香川県条例第47号）に定めるもののほか、<u>水道局企業職員の給与</u>に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p data-bbox="181 863 259 895">（給与）</p> <p data-bbox="138 900 1088 1121">第2条 <u>水道局企業職員</u>で常時勤務に要するもの及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「職員」という。）の給与の額、支給条件及び支給方法は、この規程に定めるもののほか、当分の間、職員の給与に関する条例（昭和26年香川県条例第5号）及び香川県職員退職手当条例（昭和29年香川県条例第38号）の適用を受ける者の例による。</p> <p data-bbox="181 1166 344 1198">（管理職手当）</p> <p data-bbox="138 1203 277 1235">第3条 略</p> <p data-bbox="181 1315 483 1347">（管理職員特別勤務手当）</p> <p data-bbox="138 1351 1088 1418">第8条 管理職員特別勤務手当の額は、<u>香川県水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例</u>第12条の2の規定による勤務1回につき、次の各号</p>	<p data-bbox="1211 483 1659 515"><u>香川県企業職員の給与に関する規程</u></p> <p data-bbox="1173 560 1252 592">（趣旨）</p> <p data-bbox="1128 596 2078 775">第1条 この規程は、<u>香川県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例</u>（昭和43年香川県条例第4号）、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年香川県条例第5号）及び職員の公益法人等への派遣等に関する条例（平成13年香川県条例第47号）に定めるもののほか、<u>企業職員の給与</u>に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p data-bbox="1173 863 1252 895">（給与）</p> <p data-bbox="1128 900 2078 1121">第2条 <u>企業職員</u>で常時勤務に要するもの及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「職員」という。）の給与の額、支給条件及び支給方法は、この規程に定めるもののほか、当分の間、職員の給与に関する条例（昭和26年香川県条例第5号）及び香川県職員退職手当条例（昭和29年香川県条例第38号）の適用を受ける者の例による。</p> <p data-bbox="1173 1166 1337 1198">（管理職手当）</p> <p data-bbox="1128 1203 2078 1270">第3条 管理職手当を支給する職及びその職にある職員に支給する管理職手当の額は、別表のとおりとする。</p> <p data-bbox="1173 1315 1476 1347">（管理職員特別勤務手当）</p> <p data-bbox="1128 1351 2078 1418">第8条 管理職員特別勤務手当の額は、<u>香川県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例</u>第12条の2の規定による勤務1回につき、次の各号に掲げ</p>

に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、勤務に従事した時間が6時間を超えるときは、その額に100分の150を乗じて得た額とする。

(1)・(2) 略

(3) 本庁の課長の職及び所長の職にある職員 8,500円

(4) 主幹の職及び場長の職（本庁の課長の職又はこれに相当する職以上の職に限る。）にある職員 7,000円

る職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、勤務に従事した時間が6時間を超えるときは、その額に100分の150を乗じて得た額とする。

(1)・(2) 略

(3) 本庁の課長の職及び所長の職にある職員 8,000円

(4) 主幹の職及び場長の職（本庁の課長の職又はこれに相当する職以上の職に限る。）にある職員 6,000円

別表（第3条関係）

職	支給額
局長	<u>116,000円</u>
局次長	<u>87,100円</u>
本庁課長	<u>75,700円</u>
所長	<u>75,700円</u>
主幹	<u>63,400円</u>
場長（行政職給料表の職務の級が7級である者）	<u>55,600円</u>
場長（行政職給料表の職務の級が6級である者）	<u>52,900円</u>

別表（第3条関係）

職	支給額
局長	給料額の100分の22に相当する額
局次長	給料額の100分の18に相当する額
本庁課長	給料額の100分の16に相当する額
所長	給料額の100分の16に相当する額
主幹	給料額の100分の14に相当する額
場長（本庁課長又はこれに相当する職以上の職に限る。）	給料額の100分の12に相当する額

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第3条の規定による管理職手当の額が経過措置基準額に達しないこととなる職員には、平成20年3月31日までの間は、当該管理職手当の額のほか、当該管理職手当の額と経過措置基準額との差額に相当する額に100分の50を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を管理職手当として支給する。

3 前項に規定する経過措置基準額については、職員の給与に関する条例（昭和26年香川県条例第5号）の適用を受ける職員の例による。